

第 25 回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和 2 年 9 月 1 日 (火) 幹部会議終了後
於 本庁舎 2 階 防災会議室

1 開 会

2 呉市新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 国、県の動向について (福祉保健部)

(2) 呉市の現状 (福祉保健部、産業部)

3 その他

4 市長・副市長発言

5 閉 会

令和2年9月1日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

呉市新型コロナウイルス感染症対策について (令和2年9月1日時点)

1 国・県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養させる方針
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
※対象地区：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月4日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 7月22日 「イベント開催制限の段階的緩和の目安」変更
- 8月7日 「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」
発出
- 8月28日 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」発出

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内（広島市）で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月1日 県内（広島市）で7～10例目の感染を確認
- 4月2日 県内（福山市）で11例目の感染を確認
- 4月3日 県内（福山市・府中町）で12・13例目の感染を確認
- 4月4日 県内（東京都（広島市帰省）・福山市）で14・15例目の感染を確認
- 4月9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催

4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議
(WEB会議)開催

4月10日 知事から週末における外出自粛要請

4月12日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催

4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
会議(WEB会議)開催

4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請

4月16日 広島県対策本部員会議開催

4月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催

4月18日 広島県対策本部員会議開催

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出

5月 3日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催

5月 4日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
会議(WEB会議)開催

5月 5日 広島県対策本部員会議開催

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更

5月15日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催

5月15日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
会議(WEB会議)開催

5月15日 広島県対策本部員会議開催

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」解除

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」制定

5月22日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正

5月29日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正

6月18日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正

7月 9日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正

7月21日 「感染拡大に対する警戒強化宣言 ～第2波を防ぐために」発出

7月31日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正

8月31日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正

→ 8月29日現在 県内で448例(帰省中1例, 大阪府居住1例,
岡山県居住1例, 再感染6例除く)の感染を確認

2 呉市の現状

(1) 感染者の状況 (国内 8/30 0:00 時点, 県内 8/29 18:00時点, 市内 8/28 0:00 時点)

国内感染者	67, 264例（うち入院治療等を要する重症者234例，退院又は療養解除となった者56, 164例）※死亡者1, 264名																				
県内感染者 （ 448 例）	○呉市(11) ○広島市(283[再度感染者1名を除く]) ○尾道市(4) ○福山市(64[再度感染者4名を除く]) ○府中町(8) ○江田島市(1) ○庄原市(4) ○東広島市(4) ○三次市(45) ○廿日市市(8) ○大崎上島町(1) ○熊野町(3) ○三原市(2) ○海田町(3) ○安芸郡(1) ○府中市(4) ○非公表(2) [東京都(広島市帰省)(1)，大阪府(1)，岡山県(1)，非公表(再感染者(1)を除く)] 新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等（8月29日現在 ※検査件数は27日現在） <table><tr><td>検査件数 （累計）</td><td>陽性件数 （累計）</td><td>入院・療養中 （内 入院(重症)数）</td><td>退院等累計</td><td>死亡</td></tr><tr><td>17, 579 【 862 】</td><td>448 【 11 】</td><td>16（16（0）） 【 0（0（0））】</td><td>429 【 11 】</td><td>3 【 0 】</td></tr></table> 【 】・・・呉市内の状況 退院等には療養機関経過により，宿泊療養施設から退所した者等を含む	検査件数 （累計）	陽性件数 （累計）	入院・療養中 （内 入院(重症)数）	退院等累計	死亡	17, 579 【 862 】	448 【 11 】	16（16（0）） 【 0（0（0））】	429 【 11 】	3 【 0 】										
検査件数 （累計）	陽性件数 （累計）	入院・療養中 （内 入院(重症)数）	退院等累計	死亡																	
17, 579 【 862 】	448 【 11 】	16（16（0）） 【 0（0（0））】	429 【 11 】	3 【 0 】																	
市内感染者 （ 11例 ）	呉市の新型コロナウイルス感染者等の状況等（8月27日現在） <table><tr><td colspan="2">感染者の年代</td><td colspan="2">推定される感染経路</td></tr><tr><td>20歳未満</td><td>0（0%）</td><td>陽性者との接触 （内 呉市内での接触）</td><td>6（54. 5%） （ 1（9. 1%））</td></tr><tr><td>20～60歳代</td><td>9（81. 8%）</td><td>感染経路不明 （内 感染経路調査中）</td><td>5（45. 5%） （ 1（9. 1%））</td></tr><tr><td>70歳代以上</td><td>2（18. 2%）</td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>直近1週間のPCR等検査数※</td><td>71</td></tr><tr><td>内 陽性数（陽性率）</td><td>0（0%）</td></tr></table> ※8月21日～27日	感染者の年代		推定される感染経路		20歳未満	0（0%）	陽性者との接触 （内 呉市内での接触）	6（54. 5%） （ 1（9. 1%））	20～60歳代	9（81. 8%）	感染経路不明 （内 感染経路調査中）	5（45. 5%） （ 1（9. 1%））	70歳代以上	2（18. 2%）			直近1週間のPCR等検査数※	71	内 陽性数（陽性率）	0（0%）
感染者の年代		推定される感染経路																			
20歳未満	0（0%）	陽性者との接触 （内 呉市内での接触）	6（54. 5%） （ 1（9. 1%））																		
20～60歳代	9（81. 8%）	感染経路不明 （内 感染経路調査中）	5（45. 5%） （ 1（9. 1%））																		
70歳代以上	2（18. 2%）																				
直近1週間のPCR等検査数※	71																				
内 陽性数（陽性率）	0（0%）																				

※国内感染者には, クルーズ船事例は含んでいません。

(2) 県内相談窓口の相談状況 (8/27 現在)

相談日	相談件数	相談内容					
		症状等の 健康相談	医療体制 等	予防・治療 等	渡 航	流行地域から の帰国者から の相談	その他
1/29～8/20	100,480	68,411	3,560	3,353	366	200	24,590
呉市分	4,589	3,515	97	190	12	6	769
8月21日(金)	497	334	6	14	0	2	141
呉市分	19	12	1	1	0	0	5
8月22日(土)	309	226	5	5	0	2	71
呉市分	17	10	0	0	0	0	7
8月23日(日)	308	214	2	18	0	2	72
呉市分	19	14	0	2	0	0	3
8月24日(月)	549	366	12	15	1	2	153
呉市分	16	8	1	1	0	0	6
8月25日(火)	439	277	12	14	0	4	132
呉市分	12	6	0	1	0	1	4
8月26日(水)	451	293	6	7	1	1	143
呉市分	15	12	0	0	0	0	3
8月27日(木)	408	272	5	6	2	0	123
呉市分	14	10	0	0	1	0	3
合 計	103,441	70,393	3,608	3,432	370	213	25,425
呉市分	4,701	3,587	99	195	13	7	800

(3) P C R等検査の実施状況（ 8/27 現在）

検査実施日	検査件数 （ ）内は陽性件数				
	保健所設置市分			県保健所 管内分	合 計
	広島市	呉 市（※）	福山市		
1/29～8/20	7, 216 (278)	791 (11)	3, 486 (63)	5, 314 (88)	16, 807 (440)
8月21日(金)	66 (1)	9 (0)	15 (0)	47 (0)	137 (1)
8月22日(土)	59 (0)	12 (0)	16 (0)	21 (1)	108 (1)
8月23日(日)	26 (0)	3 (0)	15 (0)	14 (0)	58 (0)
8月24日(月)	19 (0)	15 (0)	16 (1)	19 (0)	69 (1)
8月25日(火)	42 (0)	8 (0)	19 (0)	38 (1)	107 (1)
8月26日(水)	43 (1)	13 (0)	79 (0)	31 (0)	166 (1)
8月27日(木)	37 (2)	11 (0)	56 (0)	23 (0)	127 (2)
合 計	7, 508 (282)	862 (11)	3, 702 (64)	5, 507 (90)	17, 579 (447)

※ 8/26以降は未確定

(4) 自立支援室等への相談状況等 (8/28 現在)

① 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数 (生活・住まい等)

(件数)

	3/16～ 8/21	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
相談件数	1,688	11	12	14	17	14	68	1,756

- ・収入減などの生活相談
- ・②の生活福祉資金貸付金と③の住居確保給付金の相談件数を含む。

② 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数 (呉市社会福祉協議会)

(件数)

			3/25～ 8/21	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
相談件数			1, 165	7	12	11	16	12	58	1, 223
申 請 件 数	緊急小 口 資金	10万円	139	2	0	0	0	1	3	142
		20万円	300	2	3	1	2	1	9	309
	総合支援資金		76	1	1	1	3	2	8	84
	計		515	5	4	2	5	4	20	535

- ・緊急小口資金：主に休業された方、総合支援資金：主に失業された方
- ・貸付金は、申請後、審査を含めて5日前後で口座に振り込まれている。

③ 住居確保給付金の相談・申請件数 (生活支援課自立支援室)

(件数)

	3/16～ 8/21	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
相談件数	409	2	0	3	0	2	7	416
申請件数	82	2	0	0	0	0	2	84

(5) 商工振興課 補助金ほか認定件数等 (8/28 現在)

① 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

(件数)

発行日 区分	3/10～ 8/21	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
発行件数	44	0	0	0	0	1	1	45

② セーフティネット保証 4, 5号及び危機関連保証の認定件数

(件数)

認定日 区分	3/2～ 8/21	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
セーフティネット保証 4号 (3/2～)	1,174	4	2	1	2	2	11	1,185
セーフティネット保証 5号 (3/6～)	142	1	1	2	1	0	5	147
危機関連保証 (3/6～)	224	0	0	1	0	3	4	228
計	1,540	5	3	4	3	5	20	1,560

※上記の数値は呉市での認定件数であり、実際の融資件数とは異なります。

③ 呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定件数

(件数)

決定日 区分	5/11～ 8/21	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
社会保険労務士	31	0	0	1	5	0	6	37
行政書士	296	0	15	16	8	0	39	335
計	327	0	15	17	13	0	45	372

④ 行政書士による無料相談窓口の相談件数（市役所１階）

(件数)

区分	相談日	5/11～ 8/21	8/22 (土)	8/23 (日)	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
	相談	773	3	3	6	8	7	6	4	37	810

⑤ 小規模企業応援給付金申請件数及び振込件数

(件数)

区分	日付	6/4～ 8/21	8/22 (土)	8/23 (日)	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
	申請	4,427	0	0	26	20	18	15	22	101	4,528
	振込	3,763	0	0	0	183	0	0	0	183	3,946

⑥ 宣言店給付金申請件数及び振込件数

(件数)

区分	日付	8/3～ 8/21	8/22 (土)	8/23 (日)	8/24 (月)	8/25 (火)	8/26 (水)	8/27 (木)	8/28 (金)	週間計	累計
	申請	680	41	0	25	55	52	43	49	265	945
	振込	48	0	0	0	127	0	0	0	127	175

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 28 日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について

本日開催されました、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 42 回）において、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が、別添のとおり決定されましたのでお知らせします。

各都道府県におかれては、管内市区町村への周知を図る等の対応をお願いします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第 2 担当 松浦・多田・廣瀬・尾花・渡邊
直通 03 (6257) 3086

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

令和2年8月28日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 4月に緊急事態宣言を発し、感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響
- 感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明
- これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能
- こうした考え方の下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充
⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- ・ 軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化。感染症法における権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直し

2. 検査体制の抜本的な拡充

- ・ 季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充（20万件／日程度）
- ・ 感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- ・ 市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援
- ・ 本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備

3. 医療提供体制の確保

- ・ 患者の病床・宿泊療養施設の確保のための10月以降の予算確保
- ・ 患者を受け入れる医療機関の安定経営を確保するための更なる支援
- ・ 地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進め、季節性インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備
- ・ 病床がひっ迫した都道府県に対する他都道府県や自衛隊の支援

4. 治療薬、ワクチン

- ・ 治療薬の供給を確保、治療薬の研究開発に対する支援
- ・ 全国民に提供できる数量のワクチンの確保（令和3年前半まで）
- ・ 身近な地域での接種体制や健康被害救済措置の確保等
- ・ 健康被害の賠償による製造販売業者等の損失を国が補償できる法的措置

5. 保健所体制の整備

- ・ 自治体間の保健師等の応援派遣スキームの構築
- ・ 都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設
- ・ 保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置

6. 感染症危機管理体制の整備

- ・ 国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの連携による、感染症の感染力・重篤性等を迅速に評価・情報発信できる仕組みの整備
- ・ 実地疫学専門家の育成・登録による感染症危機管理時に国の要請で迅速に派遣できる仕組みの構築

7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充

- ・ 入国時の検査について成田・羽田・関西空港における1万人超の検査能力を確保（9月）

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

3、4月の感染拡大期においては、新型コロナウイルス感染症に関する知見が現時点と比べて十分ではない中で、感染拡大防止と医療提供体制の崩壊を未然に防止するため、4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発するとともに、国民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を呼び掛けた。これにより感染状況は改善したが、社会経済活動全般にわたり大きな影響が生じた。

一方で、現在に至るまでの感染事例を踏まえれば、いわゆる3密や大声を上げる環境で感染を生ずることが多いことが確認されている。また、感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていないことから、クラスターを制御することが感染拡大を防ぐ上で重要と考えられる。

このため、これまでに、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図るため、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成するとともに、各事業者にこれを遵守するよう呼びかけてきた。また、国民一人ひとりに対しても、3密や大声を上げる環境の回避、マスクの着用、フィジカル・ディスタンスの徹底、手指消毒や換気の徹底など基本的な感染対策を行い、さらには、接触確認アプリを活用するといった「新しい生活様式」の実践を呼びかけてきた。これらの取組が着実に実施されることによって、社会全体での感染リスクはかなり下がることが期待される。

また、感染者のうち、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度と言われている。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している。

検査の面では、唾液を用いるなど新たな検査手法が確立され、検査能力が拡充されるようになったことから、発症から診断までの日数が大幅に短縮されるようになった。治療の面でも、レムデシビル、デキサメタゾンといった医薬品が現在は治療薬として標準的に活用されるようになった。これらのことは、詳

細な因果関係の分析が待たれるものの、感染者に占める重症化する頻度の低下にも寄与している可能性がある。

このように、これまでに得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」や、リスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を適切に講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能になる。こうした考えの下、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患のある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化していく。

さらに、季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、更なる検査体制、医療提供体制の確保・拡充に取り組んでいく。

上記に加え、実用段階にある新技術を活用し、個人が「新しい生活様式」を無理なく実践できるように支えるとともに、行政活動から社会経済活動にいたるまでデジタル化（デジタル・トランスフォーメーション：DX）を図るほか、新型コロナウイルス感染症対策、ポストコロナへの移行を突破口とし、新たな技術開発・イノベーションを強力に推進する。

これらの取組を実施することにより、感染拡大防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける。

1. 感染症法における入院勧告等の権限の見直し

- 新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として行使できる権限の範囲が、当時の医学的知見を踏まえ、結核や SARS、MERS といった二類感染症以上となっている。今後、これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節性インフルエンザの流行期も見据え、感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく。

2. 検査体制の抜本的な拡充

- 季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、国が都道府県に対し指針を示し、地域における外来診療の医療提供体制と検体採取体制を踏まえて早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請する。季節性インフルエンザの検査件数（１シーズン約２千万～３千万件（2013～2016年度））を踏まえ、季節性インフルエンザに加え、新型コロナウイルスの検査についても、地域の医療機関で簡易・迅速に行えるよう、抗原簡易キットによる検査を大幅に拡充（１日平均20万件程度）するとともに、PCR検査や抗原定量検査の機器の整備を促進し、必要な検査体制を確保する。その際、検査機器やキットの特性に違いがあることを踏まえ、それぞれ適切な活用方法を明確化する。
- 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する。
また、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、現に感染が発生した店舗、施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確化し、都道府県等に対して、積極的な検査の実施を要請する。
- 感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設ける。
- 社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査ニーズに対応できる環境を整備する。仮に、行政検査がひっ迫する状況になれば、都道府県知事が検査機関に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、行政検査に支障を生じさせないように要請する。

3. 医療提供体制の確保

- 病床・宿泊療養施設確保計画に基づき、各都道府県において病床・宿泊療養施設を計画的に確保し、医療提供体制の整備を着実に実施するとともに、現時点で把握されている医学的知見に基づき、リスクの低い軽症者や無症状者については宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を基本とし、医療資源を重症者に重点化していく。

- 緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症患者の病床・宿泊療養施設の確保について、9 月分までを対象に各都道府県に交付決定を行っており、今後さらに、10 月以降分の予算を確保し、各都道府県における入院・宿泊療養の体制整備を進める。

また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するため更なる支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者への医療を含め、感染防止の観点から、地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進めることとし、多数の発熱患者の発生が想定される季節性インフルエンザ流行期に備え、発熱患者が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急激に進展し病床がひっ迫した都道府県に対して、他都道府県からの応援や都道府県知事からの要請による自衛隊の災害派遣等により、必要な支援を行う。また、ECMO が必要な重症患者に対して、全国の医療関係者のネットワーク（ECMOnet）の協力を得て、診療支援を行う。

- 今後の感染状況の変化に十分対応可能な量の医療物資を調達・備蓄するとともに、G-MIS※などにより医療機関における医療物資の充足状況を把握し、優先・緊急配布※※できる体制を構築する。

※新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム

※※現在までの配布実績（8 月 21 日時点）：サージカルマスク約 2 億 4,540 万枚、N95 等マスク約 1,090 万枚、アイソレーションガウン約 6,740 万枚、フェイスシールド約 2,300 万枚、非滅菌手袋約 5,980 万双

4. 治療薬、ワクチン

- 治療薬として活用されているレムデシビル、デキサメタゾンについて、必要な患者への供給の確保を図る。その他の治療薬の研究開発について、海外も含めた臨床研究等の推進や、新たな治療薬開発研究の加速のための継続的な支援等に取り組む。引き続き、現在開発中の薬剤について治験手続きを簡素化するとともに、今後、薬事申請がなされた場合は最優先で審査を行い、有効性等が確認されれば速やかに承認するなど、早期の実用化を図る。

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、令和3年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを目指す。

このため、現在開発が進められているワクチン候補のうち、臨床試験の進捗状況等を踏まえ、安全性や有効性、日本での供給可能性等が見込まれるものについては、国内産、国外産の別を問わず、全体として必要な数量について、供給契約の締結を順次進めることとする。

また、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと身近な地域において接種を受けられる仕組みや、健康被害が生じた場合の適切な救済措置も含め、必要な体制の確保を図る。併せて、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により生じた製造販売業者等の損失を国が補償することができるよう、接種の開始前までに法的措置を講ずることとする。

5. 保健所体制の整備

- 都道府県を越えた緊急時の対応を可能とするため、自治体間、関係学会・団体からの保健師等の専門職の応援派遣スキーム（厚生労働省が総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会の支援を得て調整）を構築する。特に緊急性が高い場合には、都道府県からの連絡を待たずに派遣を調整する。

また、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク（リスト化、定期的な研修実施等）の創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。

- HER-SYS※の運用改善（発生源入力促進等）や、業務委託の一層の推進、一部業務の延期等による保健所業務の軽減により、専門職が専門性の高い業務に専念できる環境づくりを進める。

※新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム

6. 感染症危機管理体制の整備

- 感染症危機管理時において情報集約・対策実施を全国統一で迅速に行えるよう、国・都道府県・保健所設置市区の権限・役割の見直しや、感染症危機管理における司令塔機能の強化などについて検討する。

- 感染症の疫学情報、ウイルス情報、臨床情報等の国立感染症研究所への集約化を図ることとし、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターが連携して、感染症の感染力及び罹患した場合の重篤性等を迅速に評価し、情報発信できる仕組みを整備する。また、実地疫学専門家の育成・登録を行い、感染症危機管理時には国の要請で迅速に派遣できる仕組みを検討するとともに、そのために必要な国立感染症研究所の組織体制の増強についても検討する。

7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していくこととし、入国時の検査について成田・羽田・関西空港において9月には1万人超の検査能力を確保する。その後、人の往来に係る国際的な枠組みの在り方を検討するとともに、3空港及びその他の空港について体制整備を更に推進する。
- ビジネス目的の出国者が市中の医療機関において検査証明を迅速に取得することを支援するため、インターネットで予約・マッチングすることができる仕組みを、10月を目標に構築する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定

(令和2年5月22日一部改正)

(令和2年5月26日一部改正)

(令和2年5月29日一部改正)

(令和2年6月18日一部改正)

(令和2年7月9日一部改正)

(令和2年7月31日一部改正)

(令和2年8月31日一部改正)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定(令和2年7月31日一部改正)の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き感染拡大防止を図る。

1 基本的な考え方

- 本県においては、7月以降、飲食店などでの感染の広がりや若年層の感染が多く確認されており、また、感染経路が不明なケースも多く見られる。このため、8月に入り、新規感染者数は減少傾向にあるものの、今後、感染が急激に進むことも懸念される。
- 専門家からは、「新規感染者数は7月31日をピークに減少傾向を示しているが、重症者やクラスターは、いつでも発生する可能性があることから、現状の感染防止対策を維持することが望ましい」との見解が示されている。
- 一方で、重症者数は少なく、また、感染者のための入院病床や軽症者用の宿泊療養施設の確保、PCR検査などの検査能力の増強などに取り組んでおり、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに、医療状況がひっ迫する恐れは少ない。
- 県では、こうした状況を踏まえ、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本とし、別紙「広島積極ガード宣言」のもと、県民、事業者、行政が連携して、感染拡大防止対策に取り組むこととしている。
- 国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。
- 本県では、他地域の感染状況などに鑑み、6月19日から他の都道府県への移動の自粛を解除しているが、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えることとしている。また、イベントの開催について、9月30日まで現在の開催制限を維持することとする。なお、これらの10月1日以降の対処方針については、後日、改正するものとする。
- 疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は、再度、制限を強化し、まん延防止に取り組む。
- こうした制限の緩和・強化にあたっては、「ステージ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断する。(別紙「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」)
- 本県においては、ステージⅢに移行しないように、対策を講じるめやすとなる「警戒基準値」を設定し、極力、行動制限を行うことなく、県民が日常の生活を続けられる状態を保ちながら、感染拡大防止に努めることとする。
- 国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行う。

2 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項

- 外出の自粛や休業の要請などの行動制限は、感染拡大防止の効果は非常に大きいですが、一方で、社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため、行動制限を行う事態になる前に、県民、事業者、行政が、まさに一丸となって、感染の拡大防止に取り組むことが重要である。
- 本県においては、7月以降、飲食店などでの感染の広がりが確認され、また、若年層の感染が多いことから、感染確定までの間に、感染者が広範囲にわたって移動・活動し、接触者を増やしている状況が見受けられる。
- また、発症初期は、新型コロナウイルス感染症の症状と風邪の症状が似ていることから区別がつきにくく、発症から検査までの数日間、様子を見ているケースや複数の医療機関を受診した後に検査に繋がるケースが散見され、その間に感染が広がることも懸念される。
- 感染の拡大を抑えるためには、感染者を早期に発見し、入院治療などの措置につなげ、感染の連鎖を遮断していくことが肝要であり、県民、事業者、行政が連携して次の取組を進める。

(1) 施設やイベントでの「広島コロナお知らせQR」の積極的な活用

施設などに掲示されているQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスを登録した施設利用者に対して、感染者と同じ時間帯に同じ施設を利用したことが確認された場合に、感染者と接触した可能性があることを伝え、円滑にPCR検査を受けられるようにする。

- 事業者は、利用者に安心・信頼して施設の利用やイベントへの参加をしていただくため、県が令和2年8月14日から提供している「広島コロナお知らせQR」を積極的に導入する。
 - ・ 県ホームページからQRコードの発行を申込み、QRコードを施設やイベントにおける客席や入口に掲示し、施設の利用者やイベント参加者に登録を呼び掛ける。
 - ・ 併せて、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言を行う。
- 県民は、感染者と接触した可能性があることを速やかに知ることができ、また、お知らせを受けた場合には、連絡先を探す負担がなく、PCR検査の申込みや受診ができることから、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用する。
 - ・ 併せて、国の接触確認アプリ（COCOA）を利用する。
- 行政は、感染者の早期発見、PCR検査の円滑な案内、積極的疫学調査の効率的な実施につなげるため、飲食店を中心に「広島コロナお知らせQR」の早期普及を図る。

(2) 風邪の症状などがある場合の早期の検査実施

新型コロナウイルス感染症か、それとも風邪かの区別がつきにくい場合であっても、風邪の症状、倦怠感などがあれば、しばらく様子を見ることなく、直ちに、身近な診療所などで受診して、検査を受けられるようにする。

- 行政は、医師会の協力のもと、身近な診療所などにおいて、検体採取時のリスクや負担を軽減することが可能な唾液検体の採取を行えるようにするなど、検査体制を整える。
- 県民は、風邪の症状が出た場合、様子を見ることなく、事前に連絡して、身近な診療所などで受診する。
- 事業者は、従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな、医療機関への受診を促す。

(3)「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の推進

県民が安心して店舗を利用できるように、店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝えることを目的としたこの制度について、宣言店の増加を図るとともに、店舗ごとの自主的な取組に委ねるだけでなく、感染症対策の取組状況を確認していく。

- 行政は、関係団体と連携し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知や「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の普及を進めるとともに、飲食店などを訪問し、感染症対策の取組状況を確認していく。
- 飲食関連事業者などは、ガイドラインなどにに基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言する。
また、適宜、ガイドラインの見直しを行う。
- 県民は、飲食店などを利用する際には、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用する。

【感染拡大防止の観点からの店舗名の公表】

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に沿って、クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する。また、ガイドラインに掲載している感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す。

3 移動の自粛について（法第24条第9項）【令和2年9月30日まで】

他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

4 施設の使用制限及び催物の開催停止の協力要請（法第24条第9項）

(1) イベントの開催条件【令和2年9月30日まで】

- ・ 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・ 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

なお、全国的大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め、主催者において慎重に対応すること。

また、イベント参加者の連絡先などを把握するとともに、スマホの接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用すること。

(2) 施設の使用条件

施設の使用にあたっては、県民が安心して利用できるよう、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお、次表の施設については、これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊 興 施 設 等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ 等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

(3) 食事提供施設

食事提供施設の状況は多様であり、一律の対策をあてはめることは困難であることから、次の取組への協力を要請する。

- ① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して、店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し、速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して、自主的な感染予防対策が見える化し、利用者の安心感の向上に努めること。
- ③ 「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用して、施設にQRコードを掲示し、利用者への登録を呼び掛けることで、利用者の安心・信頼感の向上に努めること。

5 県民に対する要請（法第24条第9項）

- ① 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。
- ② 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、あらかじめ連絡をした上で、身近な診療所などで受診すること。また、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。
- ③ 飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出し

たりすることは控えること。

- ④ 参加者及びその連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けること。また、会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。
- ⑤ これまで全国でクラスターが発生した施設において、4－（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ⑥ 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
- ⑦ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑧ 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑨ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑩ 接触確認アプリを積極的にインストールすること。また、「広島コロナお知らせQR」を積極的に利用すること。
- ⑪ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

6 事業者に対する要請（法第24条第9項）

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな、医療機関への受診を促すこと。
- ③ 4－（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参集し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ④ 引き続き、Web会議、テレワークの積極的な活用などにより、出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ⑤ 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑥ 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するよう促すこと。また、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促すこと。
- ⑦ 飲食関連事業者などにおいては、ガイドラインなどに基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言すること。
- ⑧ 接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に導入すること。
- ⑨ 他の都道府県への移動については、自粛を解除しているが、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、当該都道府県内のリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑩ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 1/3

別紙

区分	ステージⅠ (感染散発)	ステージⅡ (感染漸増)	ステージⅢ (感染急増)	ステージⅣ (感染爆発)
感染状況 (疫学的状況)	■感染者が散発的に発生	■クラスターが度々発生し、感染者が <u>だんだん</u> と増え、重症者が徐々に増加	■ステージⅡに比べ、クラスターが広範に多発するなど、感染者が <u>急増</u>	■大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者や死亡者が発生し始める。
医療状況 (医療状況)	■医療提供体制に特段の支障がない。	■保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大 ■一般医療も実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	■新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の負荷がさらに高まる。 ■一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要	■公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要
指標 (めやす)		◇ 警戒基準値 ステージⅢに移行しないように対策を講じるめやす ①病床のひっ迫具合 (病床全体及び重症用病床のそれぞれについて) 最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が1/5以上 ②人口10万人当たりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が6人以上 (換算値：約170人/日) ③新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が4人以上 (換算値：平均16人/日) ④直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑤感染経路不明割合が50%	《ステージⅢへの移行めやす》 ①病床のひっ迫具合 (病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて) ●最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が1/5以上 ●現時点の確保病床数(追加確保の見込みがある病床を含む。)の占有率が1/4以上 ②人口10万人当たりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が15人以上 ③PCR陽性率が10% ④新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が15人以上 ⑤直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑥感染経路不明割合が50%	《ステージⅣへの移行めやす》 ①病床のひっ迫具合 (病床全体及び重症者用病床のそれぞれについて) ●最大確保病床(ピーク時に向けて確保しようとしている病床数)の占有率が1/2以上 ②人口10万人当たりの全療養者(入院者、自宅・宿泊療養者)数が25人以上 ③PCR陽性率が10% ④新規報告数(直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)が25人以上 ⑤直近1週間の感染者数が先週1週間より多い。 ⑥感染経路不明割合が50%

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 2/3

区分	ステージⅠ (感染散発)	ステージⅡ (感染漸増)	ステージⅢ (感染急増)	ステージⅣ (感染爆発)
県民の 皆様への要請	3密回避, 体調管理, マスク着用, 手洗い・咳エチケット, 人との距離確保			
	「広島コロナお知らせQR」の積極的な利用, 接触確認アプリのインストール			
事業者・ 企業への要請	警戒基準値に達する場合の取組例 ＜家庭での感染が多い場合＞ ■風邪症状が出た場合の早期受診の徹底 ■家庭内での体調チェックを実施 ＜飲食店などでの感染が多い場合＞ ■大声で話す・大声での応援などを控える。			■夜間や酒類を提供する 飲食店への外出自粛 ■飲食店における人数制限 ■感染予防を徹底できない 場合の感染が拡大している 地域との県境を越えた移動 の自粛
	■外出の自粛 ■県境を越えた移動の自粛 ■集会の人数制限			
事業者・ 企業への要請	感染防止のための業種別ガイドラインなどの順守徹底・適宜見直し			
	Web会議・テレワークの活用, 時差出勤, 座席間距離確保, 執務オフィス分散			
	「広島コロナお知らせQR」の積極的な導入, 接触確認アプリの活用			
	警戒基準値に達する場合の取組例 ＜職場での感染が多い場合＞ ■検温, 発熱者などの入場防止の徹底 ■体調不良の従業員に休暇・受診を徹底 ＜飲食店などでの感染が多い場合＞ ■業界団体による感染防止普及活動			■ガイドラインを順守してい ない酒類提供を行う飲食店 の休業 ■イベント開催の見直し ■観光地施設などの入場制限 ■飲食店における人数制限 ■感染予防を徹底できない 場合の感染が拡大している 地域との県境を越えた出張 の自粛
				■生活必需品を取り扱う 事業者などを除き, 施設の使用制限 ■観光地施設や公共施設の 人数制限や閉鎖 ■イベントの開催自粛 ■学校の休校 ■出張の自粛, 出勤をでき るだけ回避

感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応 3/3

区分	ステージⅠ (感染散発)	ステージⅡ (感染漸増)	ステージⅢ (感染急増)	ステージⅣ (感染爆発)
行政の取組	<感染者の早期発見> ■積極的疫学調査の実施 ■身近な医療機関での検体採取の実施 ■風邪症状時での検査実施 ■検査対象とする接触者の拡大 ■「広島コロナお知らせQR」の普及			
	<情報分析> ■感染経路・要因の分析 ■クラスター発生状況の分析 ■分析に基づく対策強化			
	<感染拡大に備えた医療体制の整備> ■感染者のための入院病床の確保, 軽症者・無症状者用の宿泊療養施設の確保 ■検査機器の整備などによる検査能力の拡大 ■医療資機材の確保, 機材を扱う人材の確保 ■医療従事者などに対する支援 ■感染症医療支援チーム及びDMAT・DPATの派遣支援			
	<保健所の体制強化> ■人的応援体制の整備			
	<感染予防・拡大防止> ■ガイドラインの提示 ■「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡大 ■宣言内容の確認・助言 ■明確なメッセージ発信 ■相談のためのコールセンターの設置			
	警戒基準値に達する場合の取組例 ■県民・事業者への警戒強化の呼び掛け ■感染が増加している要因を分析し, 発生状況などを基に, 対象を絞った対策を実施 ■感染拡大業種などを対象とした検査実施 ■感染拡大地域でのキャラバン隊の巡回		■休業要請を行った場合の事業者支援	■重症化リスクの高い発症者を優先的に対応 ■臨時の医療施設の運用・追加
			■宿泊療養により難しい場合における軽症者・無症状者で重症化リスクの低い人に対する自宅療養の実施	

感染拡大に対する警戒強化宣言 ～第2波を防ぐために～
「広島積極ガード宣言」

R2. 7. 21 広島県

1 趣旨

- 本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の一定の落ち着きを見て、第2波の到来に備えた検査能力増強や医療提供体制強化、並びに経済活動支援等の取組を進めているところである。
- こうした中、7月に入り、広島市や福山市等で連続して感染者が発生し、かつ、感染経路不明者の割合が高まっており、特に、7月期の特徴は、4月期と比較して、飲食店等の市中で感染拡大が進み、さらにその罹患者が若年者であることから感染確定までの間に広範囲にわたって移動・活動し、その間に接触者を増やしていることが挙げられる。
- これらのことから、7月期は4月期よりも急激かつ広範に感染が進むことが懸念され、専門家からも、第2波の入口に差し掛かっていると見られ、このまま推移すると感染者の大幅増の恐れがあるとの見解が示されている。
- 県民の健康で安心できる暮らしや雇用の維持確保をはじめ、経済活動正常化の動きを止めないために、現段階での再度の行動制限等は回避することを基本として、早急に感染拡大防止対策に取り組むこととする。

2 具体的な感染拡大防止対策

(1) 基本方針

行政は徹底した早期の新規感染者の捕捉などによる感染拡大防止対策に取り組む。

県民及び事業者は徹底した感染予防対策に取り組む。

これらを両輪として県民・事業者・行政が連携して警戒を強化し、第2波到来を阻止することを基本方針とする。

(2) 行政の取組

① 徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施

出来るだけ早期に陽性患者を捕捉し入院等の措置を取ることで他者との接触を遮断し感染拡大を防止する。そのために「検査体制の拡充」と「検査対象の拡大」に取り組む。

ア 検査体制の拡充

身近な医療機関でのPCRや抗原検査の検体採取を可能にして、感染確認検査の高頻度化を図り、感染者捕捉の入口を増加する。

そのため、

(ア) 検体採取を実施するクリニック等の協力医療機関の増加に取り組む。

(イ) 協力医療機関において、検体採取のリスクや負担を低減することが可能な唾液採取を普及する。そのために、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

(ウ) 協力医療機関において唾液採取による検査が可能となるまでの間は、医療機関を受診した者のうち、検査が必要と考えられる者の帰国者・接触者外来でのPCR検査への誘導拡大を図る。

イ 検査対象の拡大

疑わしい症状が出てから検査実施までの期間を最短化するために、身近な診療所や協力医療機関等において、従来よりも幅広かつ迅速に検査実施の判断を行うこととする。

② 積極的疫学調査の徹底

これまでは、患者との接触者に対して、現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）や接触度合いに応じてPCR検査を実施してきた。

今後は、この検査対象者を更に拡大して、感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、これまでの検査対象者基準を拡大することで、より広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。

公表に関して、陽性と判明した後、速やかに、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつつ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。

集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行う。

また、発生が続いている時期においては、定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

③ 感染防止対策を整備した店舗等の拡大

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡充を図るとともに、業態ごとに優先順位を付けて、取組宣言店への実地確認等を行う。また、各施設に関して国等が示したガイドラインの適切性について全国の感染状況データ等を入手するなどし、ガイドライン等のPDCAにも取り組んでいく。

④ 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

国の接触確認アプリの導入を促進するとともに、調査の効率化と情報の確度を高め感染者の早期発見を徹底するため、店舗QRコードの活用等のデジタル技術の導入を図る。

(3) 県民及び事業者の感染防止対策の徹底

県民及び事業者が自ら基本に立ち返った感染予防策の徹底に取り組んでいただけるよう、以下を発信する。

① 県民に対する働きかけ

- ア 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- イ 検査対象を拡大することから、体調不良時は外出を控え、予め電話をした上で、身近な診療所などで受診し、医師の指示に従ってください。
- ウ 飲食店等を利用する場合は、ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用してください。
- エ 国の接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に活用してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。
- カ 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。

② 事業者に対する働きかけ

- ア 県が発表しているガイドラインに沿って、各職場にあった感染予防対策を講じてください。
- イ 従業員等が体調不良を訴えた場合には休暇の取得を促し、あわせて速やかな医療機関への受診を促してください。
- ウ 飲食関連事業者等においては、ガイドライン等に基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。
- エ 国の接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」などのデジタル技術を積極的に導入してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えるように、従業員に注意喚起してください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。